香川県海岸保全基本計画の変更（案）について提出されたご意見とそれに対する県の考え方

問い合わせ先
港湾課　建設グループ
〒760-8570　高松市番町四丁目１番10号
電話:087-832-3553/FAX:087-806-0221
E-mail: kowan@pref.kagawa.lg.jp

令和８年８月２５日から令和８年９月２４日までの１か月間、香川県海岸保全基本計画の変更（案）について実施したパブリック・コメント（意見公募）では、１人から６件のご意見が寄せられました。ご意見をいただきありがとうございました。

これらのご意見について、適宜要約・集約して整理し、それらに対する県の考え方とあわせて以下に示します。

なお、賛否の結論だけを示したご意見や案と直接関係のないと考えられるご意見については、公表していません。

〈ご意見の提出者数〉

個人	１件
合計	１件

〈提出されたご意見の数〉

白方海岸・二子浦海岸における「防護」「環境」「利用」の調和がとれた整備について	６件
合　計	６件

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
白方海岸・二子浦海岸における「防護」「環境」「利用」の調和がとれた整備について	
①汀線、海浜・海底の底質、アマモ場・干潟、生物環境、護岸基部の洗掘、排水状況について、施工前の基礎調査および施工後の継続的なモニタリングを行うこと。	①から③について、香川県海岸保全基本計画では、侵食に対するモニタリングと併せて貴重な自然環境や動植物の生育・生息状況の変化に関するモニタリングを実施することや、海岸保全施設等の整備にあたっては、生物との共生や自然環境・自然景観の保護・保全に十分配慮してそれぞれの海岸の有する自然特性に応じることや、必要に応じて海辺へのアクセス路を確保することとしています。白方海岸、二子浦海岸においても、海岸特性を踏まえて個別海岸ごとの整備計画を作成し、必要な対策を実施します。
②構造安全性および法令上可能な範囲で、表面の凹凸化・粗面化、地域の自然石、生物の生息に配慮した空隙・棚状部等、グリーンインフラや生物共生型の工夫を検討すること。	
③安全性と両立する範囲で、既存の海岸景観、海への眺望、および前浜・水際への安全なアクセスをできる限り維持すること。	
④陸域の雨水排水と海岸施設を一体的に検討し、集中排水、逆流、局所的な洗掘、護岸背面の過度な飽和等を生じさせないこと。	海岸の整備にあたり、配慮してまいります。
⑤詳細設計が確定する前の段階から、地域住民、土地所有者、漁業関係者その他の関係者への情報提供と意見聴取を行うこと。	事業の実施にあたっては、関係者のご意見を伺いながら進めてまいります。
⑥海面上昇、高潮・波浪、汀線変化、生態系の変化を継続的に確認し、将来の状況に応じて段階的に改良できる順応的な海岸整備とすること。	海面上昇等の状況をモニタリングしつつ、必要に応じて機能を順次強化する「段階的な整備」を行います。